（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示の一部改正）

第二条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号から第二十号中「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県東田川郡庄内町余目字滑石六二番一から同町余目字滑石六三番一まで	前	三九・二〇～六二・六〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	三九・二〇～四七・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県河沼郡柳津町大字藤字管沢四六六四番一七一から同町大字藤字管沢四六六四番七一まで	前	一五・七二～九七・五一メートル	〇・八一四キロメートル
	後	二二・七七～九七・五一メートル	〇・八一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

○原子力規制委員会告示第七号

平成二十四年原子力規制委員会告示第四号により公示した特定原子力施設について、その施設の名称に変更があったので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の二第四項の規定を実施するため、次のとおり告示する。

平成二十八年九月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

一　変更前の名称　東京電力株式会社　福島第一原子力発電所に設置する原子炉施設

二　変更後の名称　東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所に設置する原子炉施設

三　変更の年月日　平成二十八年四月一日

○東北地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県東田川郡庄内町余目字滑石六二番一から同町余目字滑石六三番一まで	前	三九・二〇～六二・六〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	三九・二〇～四七・〇〇メートル	〇・〇〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県河沼郡柳津町大字藤字管沢四六六四番一七一から同町大字藤字管沢四六六四番七一まで	前	一五・七二～九七・五一メートル	〇・八一四キロメートル
	後	二二・七七～九七・五一メートル	〇・八一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	都城市高城町穂満坊字真米田五一八番九から同市高城町穂満坊字真米田五一八番一〇まで	九州地方整備局及び宮崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年九月八日

○九州地方整備局告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百十号	大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字長田一九〇五番から同郡九重町大字栗野字広長一二六〇番一まで	九州地方整備局及び大分河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年九月八日

○九州地方整備局告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年九月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月七日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百二十号	串間市大字西方字一本松六五九〇番一から同市大字西方字中島六七一二番一まで	九州地方整備局及び宮崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年九月八日